

平成30年度被災地住民支え合い活動助成
平成30年度たかたのまちを良くする福祉活動助成

違いは？

	I. 被災地住民支え合い活動助成	II. たかたのまちを良くする福祉活動助成
実施主体	岩手県共同募金会	陸前高田市社会福祉協議会
審査機関	岩手県共同募金会	陸前高田市共同募金委員会「審査委員会」
助成対象活動	① 孤立を防ぐ活動 ② 日常生活を支える活動 ③ コミュニティ再生のための活動	市内で行う高齢者、障がい者、児童等の福祉向上、地域課題の解決、支え合い等を目的とした自主的・積極的な事業
助成金額	(1) 中期的な活動の場合（概ね3ヶ月以上の活動） 1団体につき、総事業費の90%以内で30万円を上限 (2) 1日限り・1回限り等の限定的な活動 1団体につき、総事業費の90%以内で10万円を上限 (いずれも千円未満切捨て)	1団体につき総事業費の90%以内で8万円を上限 (千円未満切捨て)
活動期間	平成30年4月～平成31年3月までに行われる活動	平成30年8月20日（月）～平成31年3月31日までに行われる活動
受付期間/ 決定時期	① 平成30年4月2日（月）～平成30年4月27日（金）/平成30年5月末 ② 平成30年5月1日（火）～平成30年5月31日（木）/平成30年6月末 ③ 平成30年6月1日（金）～平成30年7月31日（火）/平成30年8月末 ④ 平成30年8月1日（水）～平成30年9月28日（金）/平成30年10月末 ⑤ 平成30年10月1日（月）～平成30年11月30日（金）/平成30年12月末 ⑥ 平成30年12月3日（月）～平成31年1月31日（木）/平成31年2月末	平成30年5月1日（火）～平成30年7月13日（金）/平成30年8月上旬
食事代について	・ 弁当茶菓代等…食材購入費、食事、弁当代をあわせた金額 1人あたり800円（1日）、茶菓代：1人あたり300円（1日）まで	・ 弁当茶菓代等…外部講師に限り1日あたり1,000円以内 ※ 参加者、会員の飲食費は対象外
その他の詳細は実施要項をご覧ください		



Q&A



Q 自治会館、集会室の備品を整備したいのですが対象になりますか？

- A I→備品整備のみを主目的とした事業は対象外です。活動に必要な消耗品、備品は助成額の60%以内を対象とします。
II→活動に必要な備品の整備は対象となります。また、備品や機器を整備することで、現在の問題や課題を解決し、今後の活動に十分に活かせるものであれば対象とします。
※ ただし、本来の団体や自治会等の活動維持に必要な整備（給湯器やガスレンジなど）は対象外となります。

Q 芋煮会をしたいのですが、材料費は対象になりますか？

- A I→助成対象経費ですが、助成対象額（1日1人あたり800円×参加人数）を超えた分は自己財源で負担していただきます。
II→飲食にかかる費用（外部講師の弁当やお茶代以外）は助成対象外となります。Iの助成申請をお願いします。

Q 個人所有のプリンターで先にチラシを印刷し、事業完了日以降に、コピー用紙やインクを購入しました。

- A 事業完了日以降の領収書（経費）は助成対象外となります。助成対象となる経費は事業期間内の領収書に限ります。

Q 5月頃に事業（活動）を行いたいです。

- A I→第1回、第2回の受付期間は、助成決定前（応募書提出の翌日以降）の活動を対象とすることができます。
ただし、選考の結果助成されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
II→助成対象となる活動は平成30年8月20日～平成31年3月31日までの活動です。Iの助成申請をお願いします。

Q 助成金の申請手続きなど今まで経験がありません。難しいのでは？

- A 応募申請や精算報告などの記入方法など、わからないところは社会福祉協議会の職員がサポートします。
まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

応募・問い合わせ先

〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石50番地10
社会福祉法人 陸前高田市社会福祉協議会
電話 0192-54-5151 FAX 0192-54-4775